

(お知らせ)

令和5年1月20日
防 衛 省

小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第6条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間として10日間を経過した後（令和5年1月30日以降）、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることとなります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

(参考)対象防衛関係施設として新たに指定される施設

(1) 陸上自衛隊

- ・ 名寄駐屯地
- ・ 上富良野駐屯地
- ・ 美唄駐屯地
- ・ 北千歳駐屯地
- ・ 静内駐屯地
- ・ 弘前駐屯地
- ・ 八戸駐屯地
- ・ 岩手駐屯地
- ・ 大和駐屯地
- ・ 秋田駐屯地
- ・ 福島駐屯地
- ・ 郡山駐屯地
- ・ 宇都宮駐屯地
- ・ 下志津駐屯地
- ・ 横浜駐屯地
- ・ 松本駐屯地
- ・ 駒門駐屯地
- ・ 豊川駐屯地
- ・ 大津駐屯地
- ・ 大久保駐屯地
- ・ 川西駐屯地
- ・ 青野原駐屯地
- ・ 姫路駐屯地
- ・ 日本原駐屯地
- ・ 松山駐屯地
- ・ 飯塚駐屯地
- ・ 小郡駐屯地
- ・ 久留米駐屯地
- ・ 相浦駐屯地
- ・ 相浦駐屯地崎辺分屯地
- ・ 竹松駐屯地
- ・ 湯布院駐屯地
- ・ 桜森高射教育訓練場
- ・ 祝梅高射教育訓練場
- ・ 名寄高射教育訓練場（内淵地区）

(2) 海上自衛隊

- 舞鶴海上訓練指導隊
- 鹿兒島音響測定所
- 長浦・新井地区
- 父島基地分遣隊
- 呉地方総監部からす小島係留所
- 呉地方総監部係船堀地区
- 阪神基地隊
- 仮屋磁気測定所
- 由良基地分遣隊
- 呉教育隊
- 呉警備隊
- 佐伯基地分遣隊
- 呉港務部第3区
- 下関基地隊
- 崎辺地区
- 奄美基地分遣隊
- 平瀬地区
- 舞鶴警備隊
- 新潟基地分遣隊
- 第1術科学学校
- 第1術科学学校大原訓練場

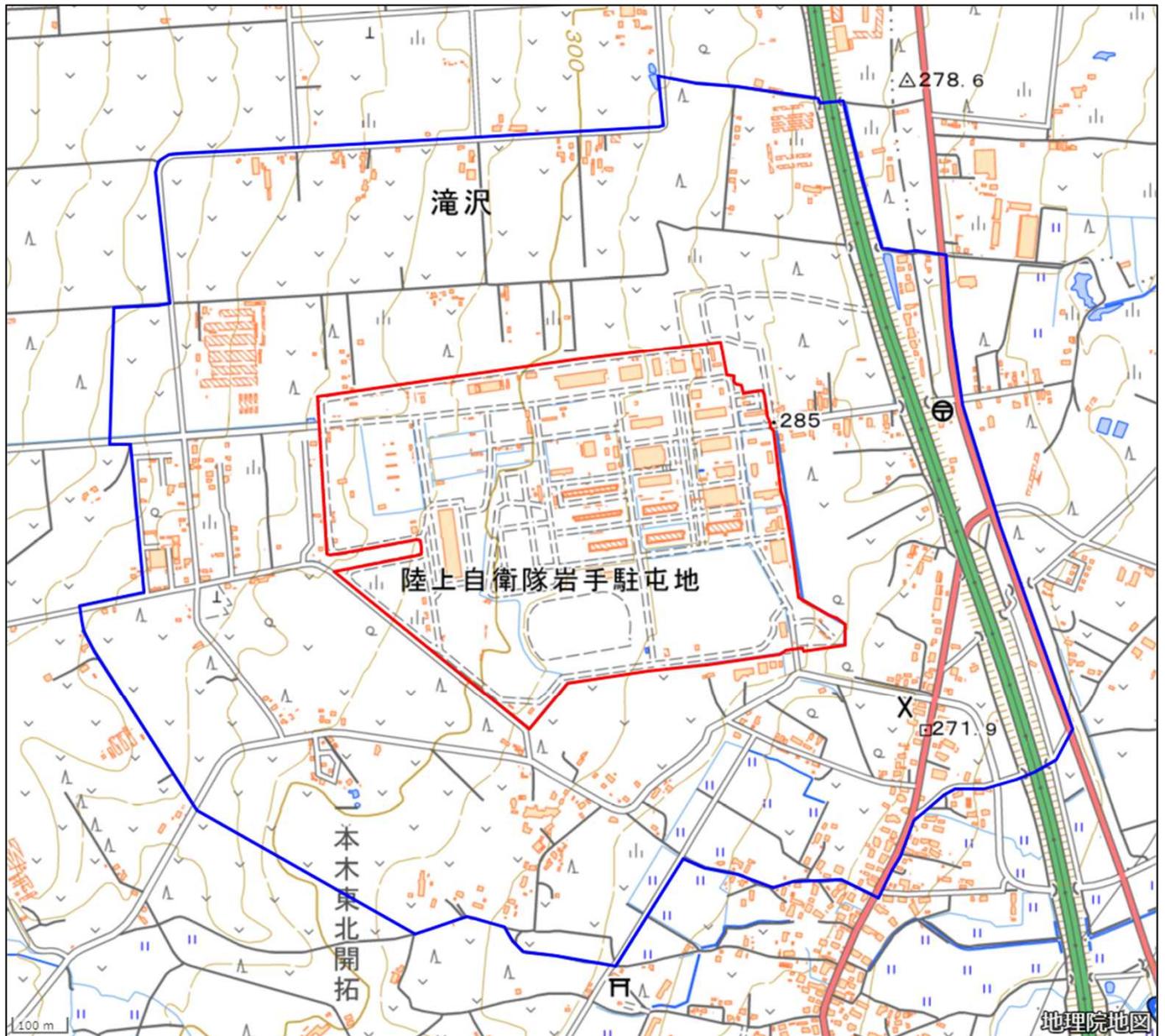
(3) 航空自衛隊

- 熊谷基地
- 武山高射訓練場長井統制地区

陸上自衛隊岩手駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	岩手県滝沢市	後二百六十八番地四百三十三
対象防衛関係施設の区域	岩手県滝沢市	後（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岩手県滝沢市	後、大森平及び留が森（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

陸上自衛隊岩手駐屯地周辺地域 (岩手県滝沢市後268番地433)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

